

令和5年嵐山町農業委員会 第7回総会議事録

1. 開会日時 令和5年8月25日(金) 午前10時30分
から午前11時00分

2. 開催場所 嵐山町役場 町民ホール

3. 出席委員(出席者8名)

農業委員

第1番 瀬山和令 第2番 金井敏隆 第3番 内田公生 第4番 内田久子

第5番 安藤紀子 第6番 杉田健一 第7番 青木美恵子 第8番 杉田 哲

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第9号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について

日程第 5 報告第10号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について

日程第 6 報告第11号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について

日程第 7 報告第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第 8 報告第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第 9 報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第10 議案第17号 嵐山町農用地利用集積計画について

日程第11 議案第18号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について

5. 農業委員会事務局職員及び説明員

事務局職員

事務局次長 内田 雅幸

主事 高田 遼太郎

説明員

農政副課長 飯塚 毅

議長 (総会招集あいさつ)

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は8名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、定足数に達しております。

議長 よって、令和5年嵐山町農業委員会 第7回総会は成立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第5 安藤 紀子 委員

議席番号 第6 杉田 健一 委員

議席番号 第7 青木 美恵子 委員

議長 以上、3委員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第3 諸般の報告をします。

初めに、農業委員会第7回総会に提出されました議案について報告します。報告第9、第10、第11号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について3件、報告第12、13、14号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について3件、議案第17号 嵐山町農用地利用集積計画について1件、議案第18号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について1件、合計8件です。

議長

次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

議長

以上で、報告を終わります。

議長

続きまして、日程第4、第5、第6、報告第9号、第10号、第11号の3件は、農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の報告についてですので、一括して議題とします。

議長

3つの案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第9号、10号、11号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について、説明いたします。

事務局 農地所有適格法人は、事業年度終了後3ヶ月以内に事業の状況等の報告を農業委員会に行うことを義務づけられております。

事務局 嵐山町内に農地の所有又は賃借し、耕作して事業を展開している団体は嵐山町内の「農事組合法人〇〇〇〇営農」、熊谷市の「農事組合法人〇〇営農」、ときがわ町の「農事組合法人〇〇〇〇」の3つがあります。

事務局 農地を所有できる法人の要件として、

事務局 1. 法人要件 農事組合法人・株式会社または持分会社であること

事務局 2. 事業要件 法人の主たる事業が農業に限られること

事務局 3. 議決権要件 法人の構成員要件として

- ① 農地提供をした個人
- ② 農業常時従事者
- ③ 農作業の委託者（農地権利提供者）
- ④ 農地中間管理機構

事務局 ⑤ 地方公共団体、農業協同組合

事務局 ⑥ 農業法人投資育成事業に係る投資を行った承認会社のいずれかが総議決権の50%以上を占めていること

事務局 4. 業務執行役員要件 法人または理事等が年間60日以上農作業に従事すると認められること

事務局 以上の4つの要件を満たすことを審査します。

事務局 まず、報告第9号の「農事組合法人〇〇〇〇営農」から報告いたします。

事務局 1. 法人要件は、農事組合法人です。

事務局 2. 事業要件は、米・小麦・大豆の生産、農作業を受託しております。

事務局 3. 議決権要件は、法人の行う農業に常時従事する者で、議決権者は△△人、議決権の割合は△△△%です。

事務局 4. 業務執行役員要件は、△△△日です。

事務局 以上、4項目の要件を「農事組合法人〇〇〇〇営農」は満たしております。

- 事務局 続きますして、報告第10号の「農事組合法人〇〇〇〇」です。
- 事務局 1. 法人要件は、農事組合法人です。
- 事務局 2. 事業要件は、米・小麦・大豆・露地野菜の生産をしております。
- 事務局 3. 議決権要件は、法人の行う農業に常時従事する者で、議決権者は△人、議決権の割合は△△△%です。
- 事務局 4. 業務執行役員要件は、△△△日です。
- 事務局 以上、4項目の要件を「農事組合法人〇〇〇〇」は満たしております。
- 事務局 続きますして、報告第11号の「農事組合法人〇〇営農」です。
- 事務局 1. 法人要件は、農事組合法人です。
- 事務局 2. 事業要件は、米・麦・大豆の生産、菜種油の販売をしております。
- 事務局 3. 議決権要件は、法人の行う農業に常時従事する者で、議決権者は△△人、議決権の割合は△△△%です。

事務局

4.業務執行役員要件は、△△△日です。

事務局

以上、4項目の要件を「農事組合法人〇〇営農」は満たしております。

事務局

報告第9号、第10号、第11号につきましては、条件を満たすことを確認する案件であり、その内容を審議するものではありませんので、申し添えてご報告申し上げます。以上です。

議長

ありがとうございました。

この件につきましては、報告事項ですので、ご了承願います。

議長

続きまして、日程第7 報告第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、説明いたします。

事務局

届出地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇△△△番△ 地目：畑、面積：18㎡です。

事務局 譲受人は、神奈川県〇〇市〇〇〇〇区〇〇△△番△△-△号
氏名A氏です。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地 氏名B氏で
す。

事務局 転用目的は、通路用地です。

事務局 令和5年6月30日、嵐山町農業委員会事務局長専決規程に基
づき、受理しております。以上です。

議長 ありがとうございます。
この件につきましては、嵐山町農業委員会事務局専決規程第
3条に基づく専決処分の報告事項ですので、ご了承願います。

議長 続きまして、日程第8 報告第13号 農地法第5条第1項第7
号の規定による農地転用届出についての件を議題とします。
本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転
用届出について、説明いたします。

事務局 届出地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△番△ 地目：
畑、面積：848㎡です。

事務局 譲受人は、福岡県〇〇市〇〇区〇〇〇〇△丁目△△番△号
〇〇〇〇〇〇△階 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役
氏名C氏です。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地 氏名D氏で
す。

事務局 転用目的は、店舗用地です。

事務局 令和5年7月27日、嵐山町農業委員会事務局長専決規程に基
づき、受理しております。以上です。

議長 ありがとうございます。

この件につきましては、嵐山町農業委員会事務局専決規程
第3条に基づく専決処分の報告事項ですので、ご了承願いま
す。

議長 続きまして、日程第9 報告第14号 農地法第5条第1項第7
号の規定による農地転用届出についての件を議題とします。
本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転
用届出について、説明いたします。

事務局 届出地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△番△△ 外
△筆 地目：畑、合計面積：275㎡です。

事務局 譲受人は、福岡県〇〇市〇〇区〇〇〇〇△丁目△△番△号
〇〇〇〇〇〇△階 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役
氏名D氏です。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地 氏名E氏で
す。

事務局 転用目的は、店舗用地です。

事務局 令和5年7月27日、嵐山町農業委員会事務局専決規程に基
づき、受理しております。以上です。

議長 ありがとうございます。
この件につきましては、嵐山町農業委員会事務局専決規程第
3条に基づく専決処分の報告事項ですので、ご了承願います。

議長 続きまして、日程第10 議案第17号 嵐山町農用地利用集
積計画についての件を議題とし、審議します。本案について、
農政副課長から説明をお願いします。

農政副課長 議案第17号 嵐山町農用地利用集積計画について、説明いたします。

農政副課長 新規設定は、田0筆、畑7筆5,467㎡、計7筆5,467㎡です。

農政副課長 更新再設定は、田10筆17,766㎡、畑2筆1,187㎡、計12筆18,953㎡です。

農政副課長 合計19筆24,420㎡、うち田10筆17,766㎡、畑9筆6,654㎡です。

農政副課長 (新規7筆・更新12筆の読み上げ)

農政副課長 以上です。

議長 ありがとうございます。

議長 議案第17号 嵐山町農用地利用集積計画について質疑をおこないます。

議長 どうぞ。

議長 (質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。

議長 これより、議案第17号 嵐山町農用地利用集積計画につい

議長 　　て採決します。本案を承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 　　挙手 　全員

議長 　　よって、議案第17号 　嵐山町農用地利用集積計画については、原案のとおり承認し、嵐山町長に回答することに決定しました。

議長 　　続きまして、日程第11 　議案第18号 　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についての件を議題とし、審議します。本案について、農政副課長から説明をお願いします

農政副課長 　　議案第18号 　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、説明いたします。

農政副課長 　　基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針」に即して、地域の実情を踏まえて市町村が独自に定めるものであり、その地域において育成すべき効率的で安定的な農業経営の指標や、農業経営者に対する農用地の利用集積目標、経営改善を図ろうとする農業経営者への支援等について総合的に定める計画です。

農政副課長

これまで地域での話合いにより、人・農地プランを作成・実行してきましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることを懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが、近々の課題であります。このため、人・農地プランを法定化し、地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実現すべく、農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地の集約化等を進めるため、「農業経営基盤強化促進法」の改正が令和4年5月に成立し、令和5年4月1日から施行されました。改正に伴い、嵐山町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の指針となる埼玉県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針」が令和5年6月30日に変更されたため、嵐山町の基本構想を変更するもので、法の一部改正及び県の基本方針の改正に伴う根拠法令、数値、文言等の整合性を図るため、改正案を挙げさせていただきました。

農政副課長

基本構想の主な変更点としまして、3つございます。

農政副課長

1つ目としまして、人・農地プランや利用権設定等促進事業の記載見直しとして、地域計画が法定化されたことから、人・農地プランに基づく表現から地域計画の趣旨に即した形に変更いたしました。また、これに伴い、農地の集積・集約化の手法から利用権設定等促進事業を削除いたしました。

農政副課長 2つ目としまして、法改正に伴う農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備を規定し、農業を担う者の確保及び育成の考え方と農業経営・就農支援センター等との連携について記載いたしました。

農政副課長 3つ目としまして、農用地の利用の集積に関する目標値を42%から43%に変更いたしました。

農政副課長 主にこれら3点について、改正案として挙げさせていただきました。ご審議、お願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第18号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について質疑を行います。

議長 どうぞ。

(質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。

これより、議案第18号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、採決します。本案を承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第18号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、原案のとおり承認されました。

議長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長 以上をもちまして、令和5年嵐山町農業委員会第7回総会を閉会します。

議長 お疲れ様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議長 杉田 哲

委員 安藤 紀子

委員 杉田 健一

委員 青木 美恵子
